

資料2

総務省「女性職員の採用・登用拡大計画」

平成13年11月30日

「男女共同参画基本計画」（平成12年12月12日閣議決定）及び「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（平成13年5月21日人事院事務総長通知）に基づき、総務省（外局を除く。）女性職員の採用・登用の拡大について、本計画を定める。

1 現状の把握及び分析

(1) 採用状況

① 現状把握方法

I種、II種、III種試験別に、平成10年度から平成14年度までの採用（予定）者における女性の人数及び割合を調査し、国全体と比較した（付表1、2参照）。なお、平成10年度から平成12年度までは総務省発足前のため、旧3省庁（総務庁、自治省、郵政省）の合計によった。

② 分析

I種女性職員の採用については、人数、割合とも増加傾向で推移しており、平成14年度内定者は過去最高の8名、14.8%となっているとともに、割合も国全体の女性採用割合に近づいてきている。

なお、I種事務系区分（行政・法律・経済職）で見ると、総務省は、発足以来、2年度連続で最も女性採用の多い府省となっている。（付表3参照）

II種女性職員の採用については、平成12年度に24.6%を記録して以来、採用者全体に占める割合は低下しているが、人数では16～17人と横ばいで推移している。

Ⅲ種女性職員の採用については、国全体と比べてもかなり高い割合で推移しているが、そのほとんどは平成15年度に独立行政法人化される統計センターの職員である。

(2) 在職状況

① 現状把握方法

職員全体に占める女性職員の割合及び人数を、平成8年度から平成12年度までについて調査し、国全体と比較した。(付表4参照)

また、役職別(課室長クラス(9級以上)、補佐クラス(7・8級)係長クラス(4～6級))に、女性職員の割合及び人数を、平成8年度から平成12年度までについて調査した。(付表5参照)

なお、平成10年度から平成12年度までは総務省発足前のため、旧3省庁(総務庁、自治省、郵政省)の合計によった。

② 分析

女性職員数は、平成11年度末で1675名、職員全体の25.9%であり、国全体(22.6%)と比べても高い割合となっている。

ただし、平成15年度に独立行政法人化される統計センターの女性職員(968名)を除くと、女性職員数の割合は平成11年度末で13.3%となる。これは、国全体から、国立病院を抱える厚生省や大学病院・教員を抱える文部省を除いた場合の女性職員比率(13.6%)とほぼ同一の水準である。

課室長クラス以上の女性職員は、平成12年度に増加し、人数で6名、割合で1.3%となり、国全体並みとなっている。補佐クラスの女性職員の割合は、国全体よりも低いが、係長クラスの女性職員の割合は国全体よりも高い。

2 採用の拡大

(1) 目標

2005年度に向けて、多くの有為な女性の募集活動を積極的に推進し、国家公務員試験申込者・合格者・採用者に占める女性の割合の拡大状況等をも勘案しつつ、女性の採用者数及び採用者に占める女性の割合の増加に努める。

また、採用時の配置についても男女で偏りがないよう配慮する。

(2) 具体的取組

① 募集・採用活動

大学等で行う業務説明会への女性職員の積極的な派遣や女性を対象とした業務説明会の実施、さらには募集パンフレット等において女性職員を積極的に取り上げるなど、女性を対象とした特別な募集活動を強化するとともに、女性の積極的な採用についての面接官の意識啓発を行う。

② 採用時の配置

女性の新規採用者の配置のない、あるいは少ない部局にも積極的に女性を配置するよう努めること等により、採用時の配置について、男女で偏りがないよう努める。

3 登用の拡大

(1) 目標

2005年度に向けて、課室長クラスについて、交流人事の状況等の不確定要素はあるものの、全体として現在の5割増を目指すなど、意欲と能力のある女性職員の役職者への登用に努める。このため、女性職員の研修受講の促進や男女で偏りのない職務経験の付与等に配慮する。

(2) 具体的取組

① 研修

職員に占める女性職員の割合にも留意しつつ、各種研修に女性職員を積極的に参加させるよう努める。

② 配置

これまで女性職員が配置されたことのない部局にも女性職員を配置するよう努める。

4 勤務環境の整備等

① 超過勤務の縮減

恒常的な長時間超過勤務は、職業生活と家庭生活の両立の大きな障害となっていることから、国会・予算・法令関係業務や所管業務の徹底した見直しや、管理職員を始めとする職員の意識啓発等を通じ、超過勤務の縮減に努める。

② 育児休業・介護休暇、年次有給休暇等の取得促進

育児・家事・介護等について、男女問わずその責任を分担できるようにすることが男女共同参画のために重要であることから、男女ともに、育児休業・介護休暇、年次有給休暇の取得がしやすいような勤務環境の整備を進める。

また、育児休業・介護休暇制度の改正内容や短時間勤務を可能とする育児休業法における部分休業制度等、各種制度についての情報提供と理解促進に努める。

③ 意識啓発の促進

男女共同参画に関するプログラムを盛り込んだ研修を実施するなど、男女共同参画に関する職員の意識啓発に努める。

④ 所管行政における男女共同参画関連施策の推進

ITを活用したテレワークの調査研究等を進める。

5 計画の推進体制

① 担当者

秘書課長を「女性職員の採用・登用拡大担当者」とし、計画の実行に際しては、各課等と協力しつつ積極的な取組を推進する。

② 推進体制

年1回、計画の進捗状況に関する点検・評価を行う。

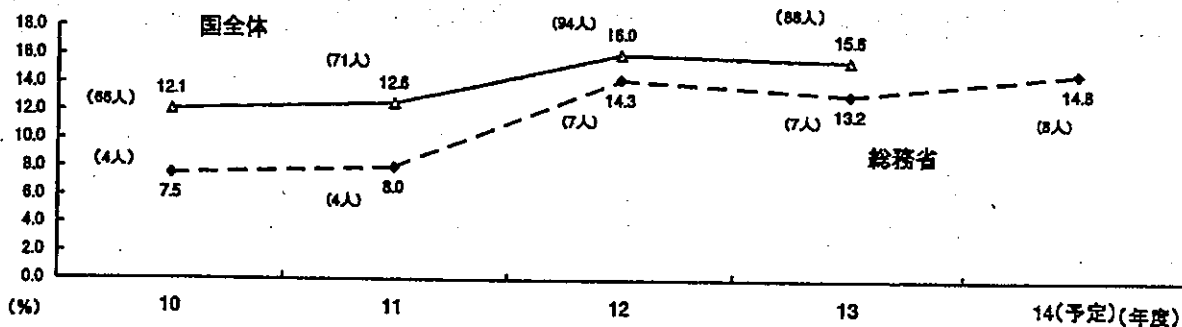
③ 計画の見直し

本計画は、女性職員の採用・登用の拡大状況、雇用状況・雇用環境の変化、勤務環境の整備状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

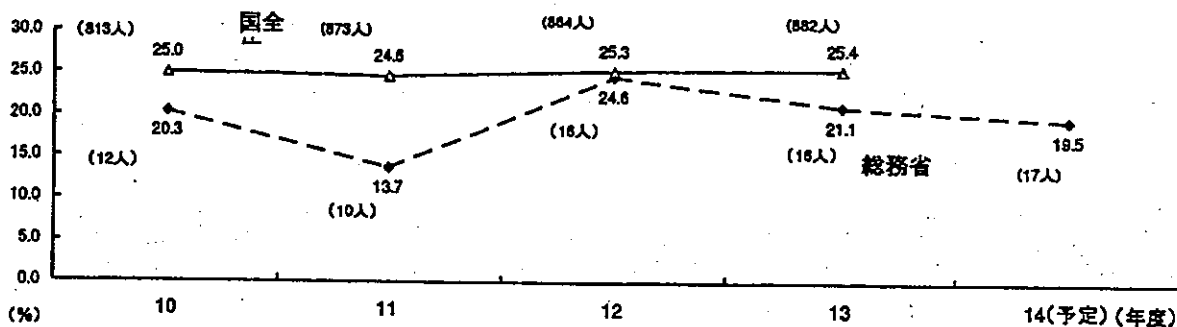
(付表 1)

採用別にみた女性職員の割合及び人数の推移

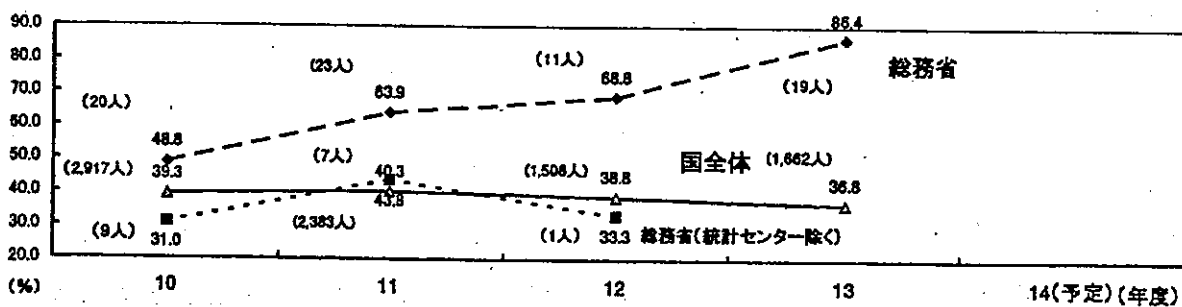
I種



II種



III種



注1 I種は本省のみ、II・III種は本省及び地方機関の採用者数(郵政事業庁、消防庁は含まない。) 2 国全体の状況は、人事院資料より

採用者数の推移

| 採用別 | 年度 男女別 | 平成10年度 | | | 平成11年度 | | | 平成12年度 | | | 平成13年度 | | | 平成14年度(予定数) | | |
|----------|-----------|------------|-----------|----------------|-----------|-----------|----------------|----------|-----------|----------------|----------|-----------|-----------------|-------------|--------|----------|
| | | 男 | 女 | 女性の割合(%) | 男 | 女 | 女性の割合(%) | 男 | 女 | 女性の割合(%) | 男 | 女 | 女性の割合(%) | 男 | 女 | 女性の割合(%) |
| I 種 | 総務省 | 49 | 4 | 7.5 | 46 | 4 | 8.0 | 42 | 7 | 14.3 | 46 | 7 | 13.2 | 46 | 8 | 14.8 |
| | 国 採用者数 | 479 | 66 | 12.1 | 494 | 71 | 12.6 | 492 | 94 | 16.0 | 476 | 88 | 15.6 | - | - | - |
| | 全 合格者数 | 1,120 | 177 | 13.6 | 1,063 | 176 | 14.2 | 1,072 | 180 | 14.4 | 1,046 | 182 | 14.8 | 1,109 | 199 | 15.2 |
| | 体 申込者数 | 29,449 | 10,414 | 26.1 | 26,273 | 9,481 | 26.5 | 29,883 | 10,652 | 26.3 | 28,787 | 10,054 | 25.9 | 27,763 | 9,583 | 25.7 |
| II 種 | 総務省 | 47 | 12 | 20.3 | 63 | 10 | 13.7 | 49 | 16 | 24.6 | 60 | 16 | 21.1 | 70 | 17 | 19.5 |
| | 国 採用者数 | 2,437 | 813 | 25.0 | 2,673 | 873 | 24.6 | 2,555 | 864 | 25.3 | 2,586 | 882 | 25.4 | - | - | - |
| | 全 合格者数 | 4,737 | 1,654 | 25.9 | 4,793 | 1,749 | 26.7 | 4,430 | 1,642 | 27.0 | 4,485 | 1,638 | 26.8 | 5,123 | 1,816 | 26.2 |
| | 体 申込者数 | 45,965 | 22,282 | 32.6 | 43,185 | 21,057 | 32.8 | 48,949 | 23,766 | 32.7 | 49,094 | 22,797 | 31.7 | 48,164 | 21,821 | 31.2 |
| III 種 | 総務省 | 21 (20) | 20 (9) | 48.8 (31.0) | 13 (9) | 23 (7) | 63.9 (43.8) | 5 (2) | 11 (1) | 68.8 (33.3) | 3 (0) | 19 (2) | 86.4 (100.0) | - | - | - |
| | 国 採用者数 | 4,498 | 2,917 | 39.3 | 3,529 | 2,383 | 40.3 | 2,379 | 1,508 | 38.8 | 2,855 | 1,662 | 36.8 | - | - | - |
| | 全 合格者数 | 5,890 | 3,887 | 39.8 | 4,716 | 3,212 | 40.5 | 3,175 | 2,095 | 39.8 | 3,880 | 2,413 | 38.3 | - | - | - |
| | 体 申込者数 | 57,237 | 41,269 | 41.9 | 53,733 | 38,853 | 42.0 | 62,278 | 46,717 | 42.9 | 58,938 | 40,651 | 40.8 | 50,723 | 32,909 | 39.3 |
| 合 計 | 総務省 | 117 | 36 | 23.5 | 122 | 37 | 23.3 | 96 | 34 | 26.2 | 109 | 42 | 27.8 | - | - | - |
| | 国 採用者数 | 7,414 | 3,796 | 33.9 | 6,696 | 3,327 | 33.2 | 5,426 | 2,466 | 31.2 | 5,917 | 2,632 | 30.8 | - | - | - |
| | 全 合格者数 | 11,747 | 5,718 | 32.7 | 10,572 | 5,137 | 32.7 | 8,677 | 3,917 | 31.1 | 9,411 | 4,233 | 31.0 | - | - | - |
| | 体 申込者数 | 132,651 | 73,965 | 35.8 | 123,191 | 69,391 | 36.0 | 141,110 | 81,135 | 36.5 | 136,819 | 73,502 | 34.9 | 126,650 | 64,313 | 33.7 |

- 注) 1 平成10年度から12年度までは、総務庁、自治省及び郵政省のそれぞれの採用者数の合計
2 I種は本省のみ、II・III種は本省及び地方機関の採用者数(郵政事業庁、消防庁は含まない。)
3 「国全体」は、人事院資料より
4 ()書きは、統計センターを除いた数値

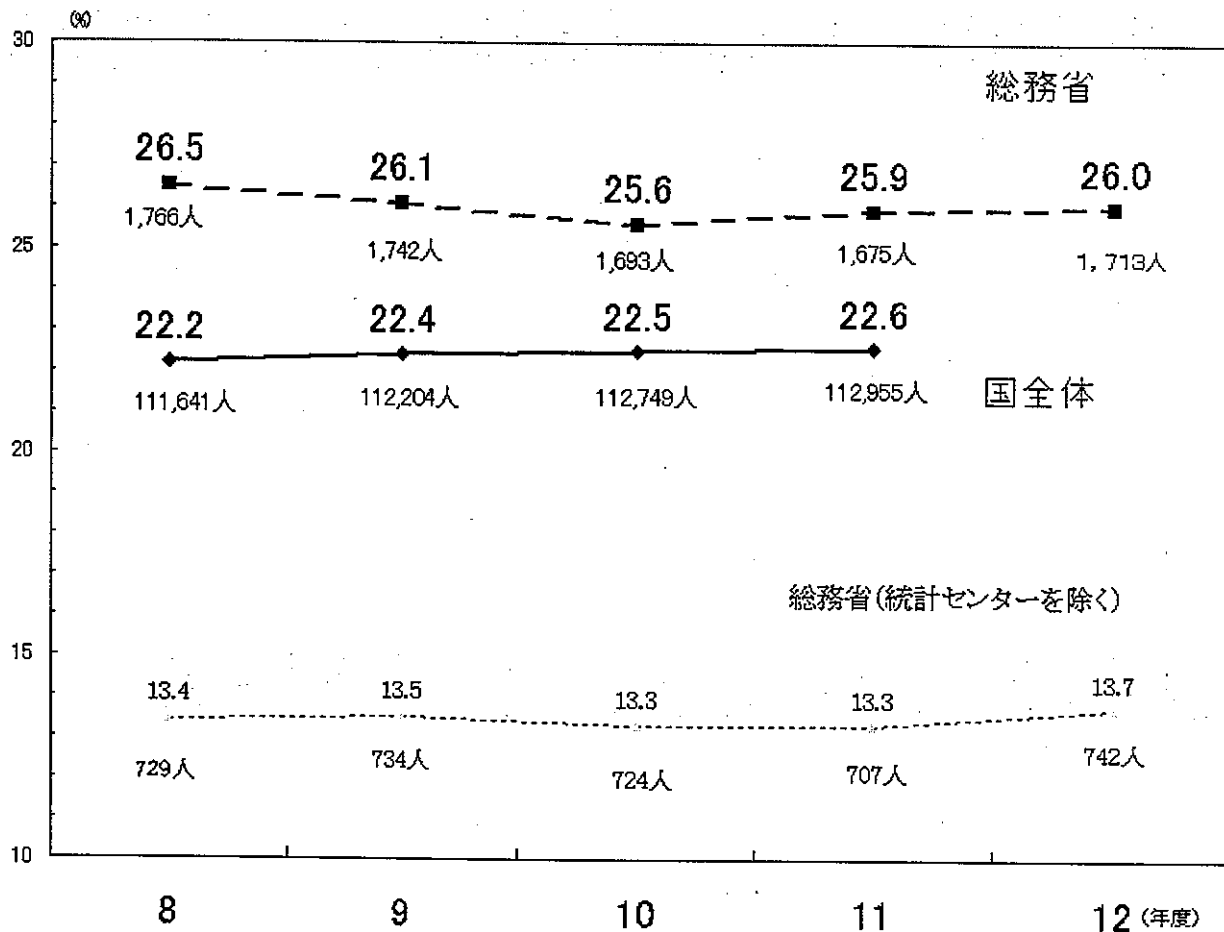
(付表 3)

国家公務員 I 種試験等による女性の採用(内定)状況
(事務系区分(行政・法律・経済職))

| 府省等名 | 区分 | 平成14年度 女性内定者数 | 平成13年度 女性採用者数 |
|---------|----|------------------|------------------|
| 会計検査院 | | 0 | 1 |
| 人事院 | | 1 | 1 |
| 内閣府 | | 3 | 2 |
| 宮内庁 | | 0 | 0 |
| 警察庁 | | 2 | 0 |
| 防衛庁 | | 2 | 2 |
| 金融庁 | | 2 | 1 |
| 総務省 | | 7 | 6 |
| 公正取引委員会 | | 1 | 1 |
| 法務省 | | 2 | 4 |
| 外務省 | | 3 | 0 |
| 財務省 | | 6 | 4 |
| 文部科学省 | | 6 | 4 |
| 厚生労働省 | | 4 | 5 |
| 農林水産省 | | 2 | 1 |
| 経済産業省 | | 2 | 2 |
| 国土交通省 | | 6 | 4 |
| 環境省 | | 2 | 0 |
| 計 | | 51 | 38 |

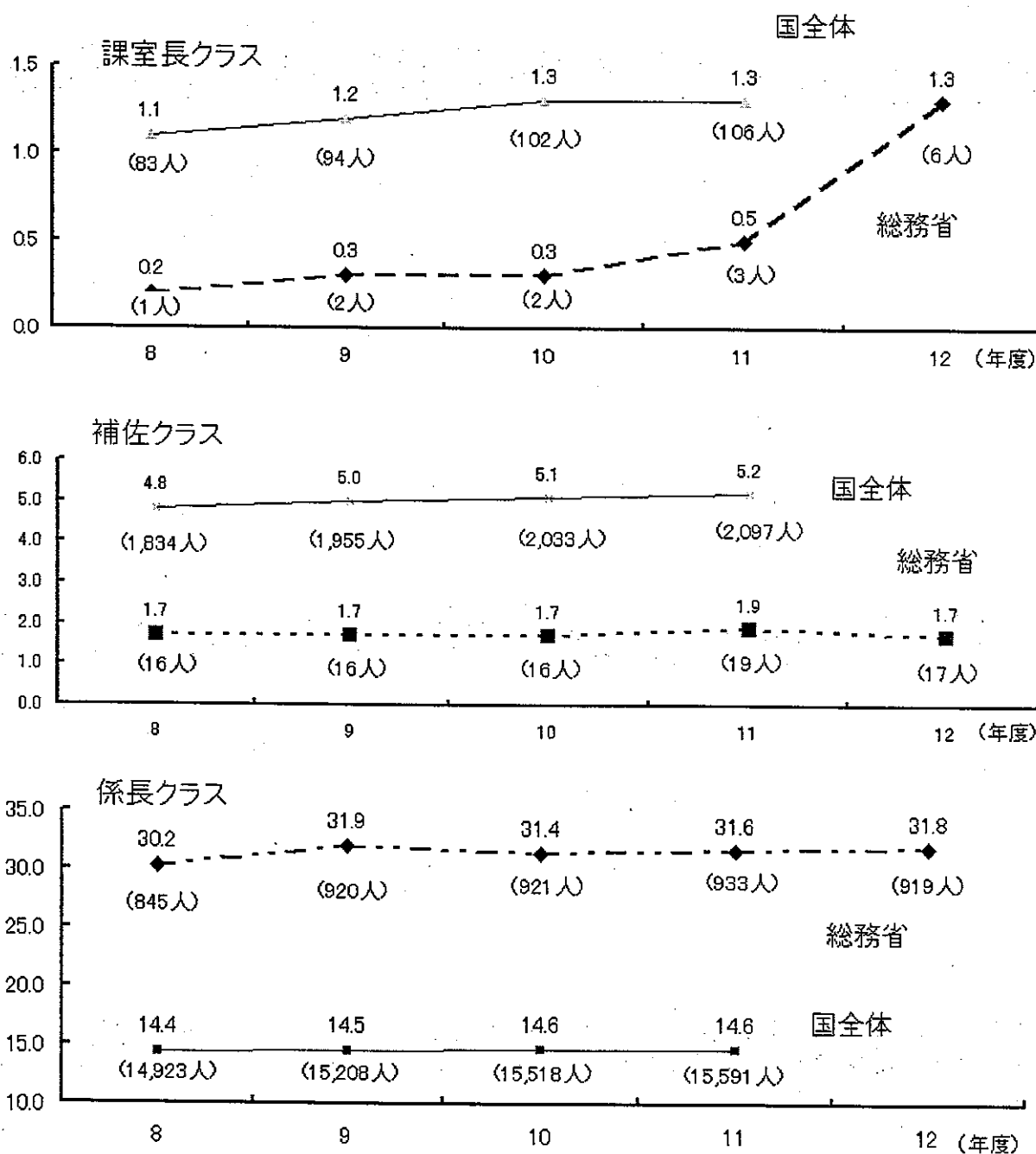
注) 本表は、内閣府記者発表資料を基に作成

職員に占める女性職員の割合及び人数の推移



- 注) 1 職員数は、各年度末における給与法適用職員数である。
2 国全体の数値は、「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」(人事院任用局)の数値である。
3 統計センターは平成15年度から独立行政法人化の予定である。

役職別にみた女性職員の割合及び人数の推移



注) 1 各年度末における行政職(一)適用職員の状況である。

2 国全体の数値は、課室長クラスについては9~11級、補佐クラスについては7及び8級、係長クラスについては4~6級に在職する職員数による。